

# 平成 26 年度高知県計画に関する 事後評価

平成 2 7 年 1 1 月  
高知県

※ 本紙は、計画期間満了の翌年度まで、毎年度追記して国に提出するとともに、公表することに努めるものとする。

# 1. 事後評価のプロセス

---

## (1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

行った

計画の事後評価にあたっては、平成27年10月27日開催の高知県医療審議会保健医療計画評価推進部会において、意見聴取を実施。

行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

## (2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

・特段の指摘等は無し。

## 2. 目標の達成状況

平成26年度高知県計画に規定する目標を再掲し、平成26年度終了時における目標の達成状況について記載。

### ■高知県全域（目標）

#### ① 高知県の医療と介護の総合的な確保に関する目標

高知県全域において、在宅医療の充実及び医療従事者の育成と確保の取り組みを強化するための事業を実施し、以下の目標を設定する。

※（目標値は第6期高知県保健医療計画（平成25年度～29年度）と整合性を図っている）

- ・在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院数 60か所 → 65か所
- ・県内初期臨床研修医 52人 → 60人
- ・看護師等養成奨学金貸与者の指定医療機関就業率 57% → 80%

#### ② 計画期間

平成26年度～平成28年度

### □高知県全域（達成状況）

#### 1) 目標の達成状況

- ・県内初期臨床研修医：52人（平成26年度）→58人（平成27年度）
- ・看護師等養成奨学金貸与者の指定医療機関就業率：57%（平成23年度卒）  
→67%（平成26年度卒）

#### 2) 見解

- ・居宅等における医療の提供に関する事業について

訪問看護推進事業や在宅歯科に関する事業を実施することにより、地域包括ケアシステムを構築するための地域連携・多職種連携の体制整備が図られるとともに、訪問件数等の増加にもつながった。また、在宅医療を推進するため、地域における医療・介護等多職種連携のためのICT活用の体制構築を図ることが出来た。

（事業毎の達成状況等は「3. 事業の実施状況のとおり」）

- ・医療従事者の確保に関する事業

○地域医療支援センターの運営、医師養成奨学金付金、医師住宅の整備支援等の医師への支援や医師確保に関する事業を実施することにより、医師の招聘や確保を図ることが出来たとともに県内初期臨床研修医の増加にもつながった。

○看護師養成所の新設・運営や看護師に対する研修や就労環境を充実させるための様々な事業を実施することにより看護師の確保・養成につなげることが出来た。

○産科医や新生児医療に従事する医師に対する支援を実施し、処遇改善を図ること  
で、産科医等の維持を図ることが出来た。

（事業毎の達成状況等は「3. 事業の実施状況のとおり」）

3) 目標の継続状況

- 平成27年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 平成27年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■安芸

① 安芸区域の医療と介護の総合的な確保に関する目標

安芸区域においては、県全域において取り組む事業を実施することから、目標値についても県全域の目標値と同様とする。

② 計画期間

平成 26 年度～平成 28 年度

□安芸（達成状況）

1) 目標の達成状況 及び 2) 見解

高知県全域と同様

■中央

① 中央区域の医療と介護の総合的な確保に関する目標

中央区域では、県全域において取り組む事業を実施することから、目標値についても県全域の目標値と同様とする。

② 計画期間

平成 26 年度～平成 28 年度

□中央（達成状況）

1) 目標の達成状況 及び 2) 見解

高知県全域と同様

■高幡

① 高幡区域の医療と介護の総合的な確保に関する目標

高幡区域では、県全域において取り組む事業を実施することから、目標値についても県全域の目標値と同様とする。

② 計画期間

平成 26 年度～平成 28 年度

□高幡（達成状況）

1) 目標の達成状況 及び 2) 見解

高知県全域と同様

■幡多

① 幡多区域の医療と介護の総合的な確保に関する目標

幡多区域では、県全域において取り組む事業を実施することから、目標値についても県全域の目標値と同様とする。

② 計画期間

平成 26 年度～平成 28 年度

□幡多（達成状況）

1) 目標の達成状況 及び 2) 見解

高知県全域と同様

### 3. 事業の実施状況

平成26年度高知県計画に規定した事業について、平成26年度計画終了時における事業の実施状況を記載。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO. 1】 訪問看護推進事業	【総事業費】 4,299 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問看護を利用しやすい環境を整え、必要な方に適切な訪問看護サービスが提供される体制を整備する</li> <li>・本県の訪問看護を推進するために、訪問看護に携わる看護職員に対し、研修への参加を促すと共に、看護職員の資質向上を図る</li> </ul>	
事業の達成状況	<p>○推進協議会：年 2 回開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修事業の内容の検討、地域別の課題整理</li> <li>・訪問看護に関するアンケート調査の実施と分析</li> </ul> <p>○相互研修：23 名参加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問看護ステーションで勤務し、経験年数の浅い看護師の学びの機会であり、さらに、医療機関から参加した看護師は、訪問看護の現状を学び、訪問看護への同行をすることにより、さらに退院支援などの必要性を学んでいる。</li> </ul> <p>○県全域の地域における介護サービス利用者とその家族、介護支援専門員、看護師等からの訪問看護に関する相談への対応。（128 件）</p> <p>○訪問看護ステーションに対し、運営、管理及び看護技術のコンサルテーションを行った。（県中部 11 回、西部 2 回、東部 5 回 計 18 回）</p>	
事業の有効性と効率性	<p><b>（1）事業の有効性</b></p> <p>○推進協議会では、訪問看護ステーションの現状を整理、課題の検討を実施。地域連携、他職種協働の視点から訪問看護の充実に向けて取り組んだ。看護師相互研修では、医療機関に勤務する看護師と訪問看護ステーションで勤務する看護師が研修や交流を通じて、相互の看護の現状・課題や専門性の理解を深めた。</p> <p>○最後まで住み慣れた地域で生活するための在宅医療の重要性の認識を深めるとともに、訪問看護の普及を促進したと考える。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b></p>	

	<p>○医療機関と訪問看護ステーションの互いの看護師が、現状・課題を共有し専門性の理解を深めることは、地域包括ケアの在宅医療推進のために効率的な事業実施であった。</p> <p>○電話やブロック別のコンサルテーションによる訪問看護の利用、事業所の業務上の相談等への対応により、訪問看護を利用しやすい環境を整え、適切なサービスが提供されるよう普及の実施が効率的に行われた。</p>
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.2】 在宅医療・介護連携のICT連携システム構築事業	【総事業費】 92,949千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成27年1月～平成29年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	在宅医療・介護の質が向上する。 (利用施設数：150)	
事業の達成状況	システムを利用する予定の職能団体等からの推薦者により構成される協議会を1回及びその下の現場担当者により構成されるWGを2回開催し、システムの使い勝手や必要とされる機能などについて、協議を行い、平成27年度のシステム開発に反映を行う。	
事業の有効性と効率性	<p><b>(1) 事業の有効性</b> 本事業の中で、協議会及びWGを行うことにより、医療・介護のそれぞれの職種・立場からの課題や必要な情報なども議論することが出来、共通認識の醸成を図ることが出来、在宅医療関係者間の連携が促進したと考える。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b> 事業者との綿密な調整を行うことで、協議会委員等についても、幅広い層の団体による構成となったことや、予定通りの会議を開催することが出来、事業の執行が効率的に行われた。</p>	
その他		



事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.3】 在宅歯科医療連携室整備事業	【総事業費】 7,408 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅歯科医療機器貸し出し件数が 5 年間で 5 件以上増加する</li> <li>・「在宅歯科連携室」稼働件数が 5 年間で 10 件以上増加する</li> </ul>	
事業の達成状況	<p>平成 26 年度においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅歯科医療機器貸し出し件数：1,383 件増加 (H25 年度 714 件→H26 年度 2,097 件)</li> <li>・「在宅歯科連携室」稼働件数：24 件増加 (H25 年度 108 件→H26 年度 132 件)</li> </ul>	
事業の有効性・効率性	<p><b>(1) 事業の有効性</b> 「在宅歯科医療連携室」を通じて、在宅歯科医療における医科や介護等の他分野との連携が推進されはじめたことにより、地域における在宅歯科のニーズを歯科医療へと繋げる体制が整備され始めた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b> 在宅歯科医療機器を圏域ごとに整備することで効率的な執行ができたと考える。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.4】 在宅歯科診療設備整備事業	【総事業費】 25,466 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問歯科診療を実施する歯科医院が 5 年間で 10 件増加する</li> <li>・訪問歯科診療件数が 5 年間で 10 件増加する</li> </ul>	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問歯科診療を実施する歯科医院の件数（機器の整備件数）：17 件増加（H25 年度 16 件→H26 年度 33 件）</li> <li>・訪問歯科診療件数：機器を整備した歯科医院が 17 件増加したことにより訪問件数が 5,776 件増加（H26 年度）</li> </ul>	
事業の有効性と効率性	<p><b>（1）事業の有効性</b> 県内で在宅歯科医療機器を整備し訪問歯科診療を実施する歯科医療機関が H25 年度と比較し 17 機関増加したことにより、ニーズが増加しつつある訪問歯科医療提供体制の充実化につながった。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b> 歯科医師会において、必要性が高い医療機関から優先順位をつけて機器を整備したことで、効率的な執行ができた。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業業	
事業名	【NO.5】地域医療支援センター運営事業	【総事業費】 469,330 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	若手医師の県内定着率の向上等により、若手医師の減少や地域・診療科間の医師の偏在を解消する	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○専門医資格の取得を目指す若手医師への支援（285 名）</li> <li>○指導医資格を目指す医師への支援（18 名）</li> <li>○県内外の医療機関に留学する若手医師への支援（7 名）</li> <li>○県内教育連携病院（20 病院）の概要・研修プログラムの情報発信</li> <li>○新たな専門医制度に沿った初期研修プログラムのカリキュラム原案の作成</li> <li>○県外からの医師の招聘（1 名）</li> <li>○県内医療機関への医師の派遣（6 名） 等</li> </ul>	
事業の有効性・効率性	<p><b>（1）事業の有効性</b></p> <p>若手医師のキャリア形成支援とともに、若手医師のキャリア形成のための研修プログラム作成や若手医師・医学生に向けたキャリア形成過程の見える化を進めることができた。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b></p> <p>県、高知大学、県医師会及び医療関係者で組織する一般社団法人高知医療再生機構と、県内医療機関の中核的な役割を担う高知大学医学部附属病院にセンターを設置したことで効率的に事業を実施できたと考える。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.6】 県内指定医療機関医師住宅整備支援事業	【総事業費】 110,400 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成 26 年 12 月 24 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	高知県医師養成奨学貸付金における県内指定医療機関の勤務環境の改善を促進し、各医療機関の医師の確保・定着を図る (平成 33 年度末の若手医師 (40 歳未満) 数 : 750 人)	
事業の達成状況	県内指定医療機関が行う医師住宅整備事業の支援を行った。 補助対象 : 1 医療機関 (1 棟)	
事業の有効性と効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>県奨学金指定医療機関であるとともに、県と県外大学の連携事業による派遣医師を受けて入れている地域の中核的な医療機関に対して、福利厚生面のなかでも、財政負担が大きいため遅れがちな医師住宅の整備を支援したことで、若手医師の確保・定着につながった。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>事業着手前に補助事業者と十分に協議を進めたことにより、効率的に事業を実施できたと考える。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業業	
事業名	【NO.7】 系統的医療供給体制整備検討事業	【総事業費】 3,000 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成 27 年 3 月 2 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	若手医師の減少や地域・診療科間の医師の偏在を解消する。 (平成 33 年度末の若手医師 (40 歳未満) 数 : 750 人)	
事業の達成状況	地域医療構想及び地域包括ケアシステムに関する研修会を開催 参加者 : 37 医療機関 (56 名)	
事業の有効性と効率性	<p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>2025 年には全ての団塊世代が 75 歳以上となり、これまで以上に医療機能の分化・連携等を進めることが重要となるため、それぞれの地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進する必要がある。これに向けては、まずは自地域の現状をきちんと把握・分析することが前提となるため、病床機能報告の結果を踏まえて、医師会と関係機関が検討を進める手法について学んだ。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>事業着手前に補助事業者と十分に協議を進めたことにより、効率的に事業を実施できたと考える。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業業	
事業名	【NO.8】医師養成奨学貸付金貸与事業	【総事業費】 301,560 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	県内で医師が不足する地域における医師の確保に向けて、若手医師の県内定着の促進を図る。 (平成 33 年度末の若手医師 (40 歳未満) 数 : 750 人)	
事業の達成状況	医学部学生のうち、将来高知県内の医療機関で医師として勤務する意思のある者に対して、奨学金を貸与した。 新規 : 35 名 継続 : 123 名  特に不足している診療科の医師として従事する意思のある者には修学金に加算して貸与した。 産婦人科 : 6 名 小児科 : 7 名 麻酔科 : 1 名 脳神経外科 : 2 名	
事業の有効性と効率性	<p>(1) 事業の有効性 将来高知県内の医師の不足する地域の医療機関で医師として勤務する意思のある医学生に奨学金を貸与することで、若手医師の確保を図り、地域の医師不足の解消につながることを期待できる。</p> <p>(2) 事業の効率性 高知大学と連携することで、貸与希望者による申請から貸与決定まで効率よく事業を実施できたと考える。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.9】産科医等確保支援事業	【総事業費】 59,214 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	分娩手当等の支給により、産科医療機関等及び産科医の数を維持する (分娩取扱施設数：16、医師数(分娩取扱施設の医師)：41)	
事業の達成状況	平成 26 年度においては、16 分娩取扱施設が分娩手当等の支給を行うことで、産科医療機関等及び産科医等の数の維持を図った。	
事業の有効性・効率性	<p><b>(1) 事業の有効性</b>          本事業の実施により高知県全体において、分娩取扱手当等の支給が行われ、地域でお産を支える産科医等の処遇改善を通じて、急激に減少している産科医療機関及び産科医等の確保を図る一助となった。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b>          高知県全体において、分娩取扱手当等の支給を行う分娩取扱施設を対象に事業を実施したことにより、効率的な執行ができたと考える。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.10】 新生児医療担当医確保支援事業	【総事業費】 1,833 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	新生児担当手当の支給により、新生児医療に従事する現状の医師数を維持する (手当を支給している医療機関の新生児医療に従事する医師数：25 人)	
事業の達成状況	平成 26 年度においては、NICUを有する 2 医療機関が、新生児医療に従事する医師に対して、新生児担当手当等を支給することで新生児医療担当医の処遇改善を図った。	
事業の有効性・効率性	<p><b>(1) 事業の有効性</b>          本事業の実施によりNICUにおいて、新生児医療に従事する過酷な勤務状況にある新生児担当医師の処遇改善を図る一助となった。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b>          高知県全体において、新生児医療に従事する医師に対して、新生児担当手当等を支給するNICUを有する医療機関を対象に事業を実施したことにより、効率的な執行ができたと考える。</p>	
その他		



事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.11】 女性医師等就労環境改善事業	【総事業費】 5,622 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	女性医師が安心して勤務できる環境が整備される。	
事業の達成状況	<p>○女性復職支援に向けた広報活動 シンポジウムの開催、広報誌の作成・配布、ホームページでの情報発信</p> <p>○女性医師の復職研修支援 育児休暇から復職する女性医師の職場復職研修を支援：2名</p> <p>○病後児保育支援 病後児保育を実施する医療機関を支援：1 医療機関</p>	
事業の有効性と効率性	<p><b>(1) 事業の有効性</b> これまで産後及び育児休暇から復職する女性医師は、復職研修を実施しないケースがほとんどであったが、当該事業により、今後の医師本人及び医療機関による積極的な復職研修の実施と、これによるスムーズな復職の実現が期待できる。 また、病後児保育事業の支援により、女性医師の勤務環境の改善を図ることができた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b> 医師のキャリア形成支援事業や医師確保対策事業を通じて県内医療機関と密接に連携している一般社団法人高知医療再生機構に当該事業を委託したことで、効率的に事業を実施できたと考える。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.12】 新人看護職員研修事業	【総事業費】 27,686 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	新人看護職員研修体制整備と指導者の質の向上が図られる (新人看護職員研修事業 25 施設)	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新人看護職員推進協議会；年 2 回開催</li> <li>・新人看護職員研修事業；25 施設</li> <li>・多施設合同研修；年 5 日間、43 施設・延 374 名受講</li> <li>・新人助産師研修；年 5 日間、5 施設・延 28 名受講</li> <li>・教育担当者・実地指導者研修；年 3 日間、37 施設・延 223 名受講</li> </ul>	
事業の有効性と効率性	<p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>それぞれの医療機関で新人看護職員への研修が実施されたり、少人数の医療機関では合同研修への参加により、新人看護職員が学ぶことのできる環境が整備されてきた。教育を担当する側も研修への参加により質の向上につながったと考える。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>各医療機関で実施している新人研修と合わせて、合同研修の実施により、各医療機関での研修内容の補完や多施設の新人同士の交流という視点からも事業は効率的に実施された。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.13】看護職員資質向上推進事業	【総事業費】 9,487 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<p>○がん中期研修、糖尿病中期研修、救急看護短期研修：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護職員のキャリアアップを支援し、質の向上が図られる</li> </ul> <p>○看護教員継続研修、実習指導者講習会：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護職員の質の向上とともに、基礎教育の質の向上が図られる。</li> <li>・潜在看護職員復職研修：15 人が研修を修了する。</li> </ul> <p>○院内助産所・助産師外来助産師等研修：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・院内助産所または助産師外来の開設施設数が増加する (平成 28 年度末までに、院内助産所あるいは助産師外来が 1 か所以上開設できる。※現在：院内助産所 0、助産師外来 2)</li> </ul>	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がん中期研修：年 17 日間、8 施設、13 名受講</li> <li>・糖尿病中期研修：年 17 日間、9 施設、11 名受講</li> <li>・救急看護短期研修：年 15 日間 (5 日間／コースを 3 か所で実施)、36 施設・延 56 名受講</li> <li>・看護教員継続研修：年 9 日間 (新任期・中堅期・ベテラン期の各コース 3 日間)、13 施設・延 137 名受講</li> <li>・実習指導者講習会：年 40 日間、26 施設・48 名受講</li> <li>・助産師等研修会の実施 (1 回)</li> </ul> <p>平成 26 年度においては、院内助産所あるいは助産師外来の開設についての増減はないが、研修会に 10 産科医療機関(助産師が外来指導を行っている医療機関)中 6 機関の出席があり、アンケートでも院内助産や助産外来の促進のために大変有意義であったと回答があり、そのうち新たに 3 医療機関について開設意向あり。</p>	
事業の有効性と効率性	<p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>○がん中期研修、糖尿病中期研修、救急看護短期研修は、認定看護師や大学の教授等が講師を務めることにより、臨床現場の看護者の技術や質の向上につながった。看護教員継続研修では、教員の実践指導力の維持・向上について、教員の継続的な能力開発の機会となった。実習指導者講習会では、教育方法や指導の実際を学び、教育的視点を備えた実習指導者となり学生への関わりが看護実践力を高める学習効果につながった。</p> <p>○研修会を実施することで、産科医師と助産師の協働のあり方や、開設に向けた取組などについて学び、開設に向けた意欲が高まるとともに各機関の現状や課題に</p>	

	<p>ついて情報交換等を行うことができた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>○看護職者を育成する教員や指導者の質の向上のための研修から看護職者として自己研鑽のための研修とそれぞれが効率的に実施された。</p> <p>○高知県内全ての産科医療機関を対象として、研修会を実施したことにより、効率的な執行ができたと考える。</p>
その他	

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.14】 看護職員確保対策特別事業	【総事業費】 4,086 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高知県の看護を考える検討委員会：看護職員確保に向けての課題の抽出ができ、対策を検討できる</li> <li>・看護学生等進学就職支援事業：県内の医療機関が周知される</li> <li>・看護管理者支援研修会：職場環境改善の促進が図られる</li> </ul>	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高知県の看護を考える検討委員会：年 3 回開催。</li> <li>・看護学生等進学就職支援事業：高知県看護職員就職ガイドの作成・配布（県内 103 病院掲載、1,150 部）や看護職員就職説明会（年 1 回、参加医療機関 61 か所、参加者 163 名）の開催。</li> <li>・看護管理者支援研修会：医療機関・介護福祉施設・訪問看護の看護責任者を対象とし、4つのレベルのコースを設け研修を実施。それぞれ 2～3 日間の研修（合計、年 10 日間実施）。延 665 名受講。</li> </ul>	
事業の有効性と効率性	<p><b>（1）事業の有効性</b></p> <p>看護を考える検討委員会では、高知県内の看護職員確保に向けての課題・対策を検討。看護学生等進学就職支援事業では、就職ガイドの活用や就職説明会の開催により、県内の医療機関の周知及び看護学生等の就職希望者と医療機関のニーズのマッチングを行った。看護管理者研修では、臨床現場で管理的視点を持ち看護管理ができるようになったと考える。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b></p> <p>看護を考える検討会において、高知県の看護の現状課題・対策の検討が行われ、看護職員の県内定着率に関しても検討された。県内定着、県内への就職には、看護学生等への積極的な情報発信が必要であり、就職ガイドの配布や就職説明会の開催により、効率的に本事業は実施された。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.15】 看護師等養成所運営等事業	【総事業費】 357,237 千円
事業の対象となる区域	中央区域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	学校運営の経済的支援を行うことで、保健師助産師看護師法の基準を満たした適切な学生の教育環境が整備される	
事業の達成状況	民間団体事業者 4 か所（在学生 5 2 6 名）の養成所の運営について助成し適切な学生の教育環境を整備した。	
事業の有効性と効率性	<p><b>（１）事業の有効性</b> 本事業の実施により、各 4 か所の養成所において 1 9 6 名が卒業し、うち 1 6 8 名が国家試験に合格、1 1 9 名が県内への就職となった。卒業生における国家試験合格率は 8 割を超えており養成所の教育環境が整備されていると考える。</p> <p><b>（２）事業の効率性</b> 本事業の助成により、養成所の教育環境を整備し、より資質の高い医療従事者の確保を目的に事業者は一年間を通して効率的に実施したと考える。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.16】 看護師等養成所初度設備整備事業	【総事業費】 31,888 千円
事業の対象となる区域	中央区域	
事業の期間	平成 26 年 8 月 5 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	看護師等養成所の運営に関する指導要領で定められている機械器具、標本、模型及び図書が 2 新設校において整備される	
事業の達成状況	対象養成所 2 校（入学者 83 名）	
事業の有効性と効率性	<p><b>(1) 事業の有効性</b> 看護師等養成所を開設し運営するうえで必要な教材及び図書の整備を県内新設 2 校に助成し、教育環境の整備を行うことで入学者は 83 名となった。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b> 看護師等養成所の開設に向け、対象事業者と打ち合わせすることで予定通りに事業が効率的に実施されたと考える。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.17】 看護師等養成所施設整備事業	【総事業費】 422,173 千円
事業の対象となる区域	中央区域	
事業の期間	平成 26 年 8 月 5 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	保健師助産師看護師法で定められている基準を満たした学習環境が 2 新設校において整備される	
事業の達成状況	対象養成所 2 校（入学者 83 名）	
事業の有効性と効率性	<p><b>(1) 事業の有効性</b> 看護師等養成所を開設するうえで必要な設備整備を県内新設 2 校に助成し、教育環境の整備を行うことで県内の医療従事者の確保に一定効果をあげ、新設された養成所への入学者は 83 名となった。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b> 「看護師等養成所初度設備整備事業」と並行し実施することでより資質の高い医療従事者の確保及び育成に対し本事業は効率的に実施されたと考える。</p>	
その他		



事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.18】 看護職員の就労環境改善事業	【総事業費】 684 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	6 施設の勤務環境改善が図られる。	
事業の達成状況	<p>・ 6 施設に対してアドバイザーを派遣し、助言や出前講座の実施。  (看護教育体制の整備への支援、副看護部長の育成と施設の勤務環境改善支援、看護部体制整備と勤務表作成について、夜勤体制整備、各委員会の活動支援・看護部組織について、看護職員の確保と体制整備、在宅意向を考えた看護部体制整備について)</p>	
事業の有効性と効率性	<p>(1) 事業の有効性  看護部の体制整備や離職防止・看護師確保対策への助言について、アドバイザーが介入することにより、改善・WLB への取り組み支援に繋がった。</p> <p>(2) 事業の効率性  各施設の課題や対応策もさまざまであり、アドバイザーと医療機関の看護部の調整で対応している。施設によっては、アドバイザーが毎月訪問し、書類の確認や意見交換を行う場合もあれば、時々メールでのアドバイス等も行っているケースもある。  各医療機関の看護部が、自由に相談でき、勤務環境の改善に取り組める環境が整備され、離職率の低下につながればよいと考えられる。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.19】 院内保育所運営事業	【総事業費】 333,931 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	医療従事者の離職防止及び再就業を促進するとともに、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な児童の保育が確保される (平成 26 年度補助施設 22 か所)	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的医療機関事業者 2 か所：延 2 6 7 名／年</li> <li>・ 民間医療機関事業者 2 0 か所：延 2, 8 6 7 名／年</li> <li>・ 合計医療機関事業者 2 2 か所：延 3, 1 3 4 名／年の保育を実施</li> </ul>	
事業の有効性と効率性	<p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>院内保育施設運営について助成することにより、認可保育では対応しきれない医療機関の勤務時間への対応ができ、医療従事者の離職防止及び再就職を促進するとともに、資質の高い医療従事者の確保に一定効果をあげているものとする。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>一年間を通しての事業となるため、一定効率を保ち各事業者が事業目的を達成できたとする。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.20】小児救急医療体制整備事業	【総事業費】 16,914 千円
事業の対象となる区域	中央区域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小児科病院群輪番制を維持する</li> <li>・輪番病院の深夜帯受診者を一日当たり 7 人以下にする</li> <li>・輪番病院等の医師数を増やしていく (H25: 輪番病院全体勤務医数 38 人)</li> </ul>	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小児科病院群輪番制を維持できた</li> <li>・輪番病院の深夜帯受診者が一日当たり人 6.4 人になった (H26)</li> </ul>	
事業の有効性・効率性	<p><b>(1) 事業の有効性</b> 小児科病院群輪番制病院を維持し、休日及び夜間における入院治療を必要とする小児重症救急患者の医療確保ができた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b> 市町村が行う小児科病院群輪番制の運営支援に対して補助を行うことにより、効率的な執行ができたと考える。</p>	
その他	小児救急医療患者の二次救急医療提供体制の維持のためには、二次輪番体制を構築する病院への支援の他に、小児救急患者を減らすため、積極的な啓発を併せて行っていく必要がある。	

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.21】小児救急電話相談事業	【総事業費】 8,602 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	小児救急医療の適正受診が図られる ・小児科病院群輪番病院の 1 日当たり受診者数を 7 人以下にする	
事業の達成状況	小児救急医療の適正受診が図られた。 ・小児科病院群輪番制病院の 1 日当たり受診者数が 6.4 人となった(H26)	
事業の有効性と効率性	<p><b>(1) 事業の有効性</b> 本事業の実施により、高知県全域において、小児救急医療の適正受診が図られた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b> 夜間に保護者からの小児医療相談を看護師が行うことによって、保護者の小児医療に関する知識を深め、受診の抑制が効率的に行われた。</p>	
その他		